

公益財団法人日本バスケットボール協会
名刺作成・利用規程

公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、JBAという）の名刺に関して、適正に利用、管理を行うため、次のとおり定める。

第1条〔規格および作成〕

JBAの名刺は、定められた規格にて、この法人の総務担当部門にて一括して作成する。同様の規格やJBAのロゴマークを利用して独自に制作することは認めない。

第2条〔対象者〕

(1) 名刺の作成（支給）対象者は、次の通りとする。

- ①理事、監事、特任委員
- ②職員
- ③各種委員会委員長
- ④専任スタッフ
- ⑤その他特に重要な職務を担い、専務理事が必要と認めた者

(2) 次の対象者は、業務上必要がある場合は、所定の様式にて申請を行い、専務理事の承認を得て作成することができる。ただし、その場合は自己負担とする。

- ①名誉会長、名誉顧問、顧問および参与
- ②各種委員会委員
- ③各カテゴリー日本代表チームスタッフ
- ④その他専務理事が必要と認めた者

第3条〔使用期間〕

JBAの名刺を使用できる期間は、当該役職、職務に従事している期間に限定し、職を離れた場合には、速やかにこの法人の総務担当部門へ返却するものとする。

第4条〔順守事項〕

- (1) 利用にあたっては、職務に応じて適正に管理、使用することとする。
- (2) 営利目的、販売目的、投資目的等自己の利益のための使用は一切認めない。
- (3) 本規程に違反するなど不適切な利用が認められた場合は、名刺の回収を求める他、資格の取り消し等厳重な措置をとるものとする。

第5条〔改廃〕

本規程の改正は、理事会の議決を得て、これを行う。

附則

- 1. 本規程は2015年3月14日より施行する。
- 2. 2017年11月8日一部改定